

違反防止のために !!

1. 鳥獣保護区、自然公園特別保護地区、休猟区、公道、公園、社寺境内及び墓地などでは、鳥獣の捕獲が禁止されています。
2. 特定猟具使用禁止区域(銃器)や住居が集合している地域、広場や駅など多数の人が集まる場所は銃猟が禁止されています。
3. 指定猟法禁止区域においては、鉛製散弾の使用が禁止されています。
4. 銃猟の禁止時間は日の入り後から日の出前までです。日の出・日の入りの時刻を必ず新聞等で確認してください。
5. 弾丸の達する恐れのある人・飼養動物・建物や電車・自動車・船舶などの乗り物などに向かって銃猟することは禁止されています。
6. 垣・さくなどで囲まれた土地、作物のある土地での狩猟は、占有者の承諾が必要です。
7. 次にあげる捕獲方法は禁止されています。

●危険防止の目的

- (1) 爆発物、劇薬、毒薬、^{すえじゅう}据銃、落とし穴、その他人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるわな(例:吊り上げ式くりわな等)の使用。

●狩猟鳥獣保護の目的

- (2) ノウサギ以外の狩猟鳥獣を捕獲するため、はり網を使用する方法(人が操作することによってはり網を動かして捕獲する方法を除く)。
- (3) 口径の長さが10番又はこれより大口径の銃器を使用する方法。
- (4) 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法。
- (5) 構造の一部として3発以上の実包を装てんすることのできる弾倉のある散弾銃を使用する方法。
- (6) 装薬銃であるライフル銃(ツキノワグマ、ヒグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限ります。)を使用する方法。
- (7) 空気散弾銃を使用する方法。